

お子さんが下記の感染症にかかった場合は、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ① 学校保健安全法で定められた病気や法定感染症により、病院やご家庭で治療・休養を必要とする場合は出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。他の園児へ感染させないため、また余病を防止するためにも、医師から登園許可がでるまでは登園を控えてください。
- ② 病気が治って登園するときは、「治癒証明書」を医師に記入してもらい担任に提出してください。

第1種の感染症

病名		出席停止の基準
エボラ出血熱	ラッサ熱	完全に治癒するまで
クリミア・コンゴ出血熱	急性灰白髄炎（ポリオ）	
痘そう（天然痘）	ジフテリア	
南米出血熱	重症性呼吸器症候群（SARSなど）	
ペスト	鳥インフルエンザ（H5N1）	
マールブルグ病	新型インフルエンザ感染症	

第2種の感染症

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。例外あり
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫瘍が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
喉頭結膜炎（プール熱・アデノウイルス感染症）	全ての症状が消え2日経過するまで
結核	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

第3種の感染症

病名	出席停止の基準
コレラ	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

その他の感染症（第3種の感染症）

病名	登園の目安	出席停止の基準
流行性おう吐下痢症（感染性胃腸炎）	症状のある間が主なウイルスの排出期間のため、下痢、おう吐症状が軽減した後、全身状態のよいものは登園可	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで（園長の判断によって出席停止となるものもあります。）
サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が軽減すれば登園可	
マイコプラズマ症候群	症状が改善し、全身状態のよいものは登園可	
インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態のよいものが登園可	
溶連菌感染症	適切な抗菌療法開始後24時間以内に感染力は失せるため、それ以降は登園可	
伝染性紅斑	発疹期には感染力はないので、発疹のみで全身状態の良い物は登園可	
急性細気管支炎（RSウイルス）	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態の良いものは登園可	
E Bウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復したものは登園可	
単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクなどをして登園可。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席	
帯状疱疹	接触感染をふせぐため、病変部が適切に被覆してあれば登園可。ただし、幼稚園・保育所では全ての皮疹が痂皮化するまで保育児とは接触しないこと。	
手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登園可	
ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登園可	
A型肝炎	発病初期を過ぎれば感染力は急速に消失するため、肝機能が正常になったものについては登園可	
B型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り、登園可 例外あり	
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席停止の必要なし。プール等は不可	
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席停止の必要なし。プール等は不可	
アタマジラミ	出席停止の必要なし。ただし早期に適切な治療が必要	
かいせん	治療を始めれば出席停止の必要なし。例外あり	
カンジダ感染症	出席停止の必要なし。ただし他の児と接触しないようにする。	
かいせん感染症、トングランス感染症	出席停止の必要なし。ただし接触の多い活動などは感染のおそれなくなるまで休ませる。	

治 療 証 明 書

土 気 中 央 幼 稚 園
園 長 小 川 治 政

園 児 名 _____

上記の者、下記疾患はほぼ治療し、他に感染のおそれなく、登園して差し支えないものと認める。

記

疾 患 名

インフルエンザ・百日セキ・ウイルス性肝炎・とびひ
風シン（三日はしか）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）
水痘（みずぼうそう）・流行性角結膜炎・麻シン（はしか）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・急性灰白髄炎（ポリオ）
その他（ ）

治療期間 平成 年 月 日から 月 日まで

平成 年 月 日

医師